

令和4年10月からあなたの健康保険が変わります

法改正により、令和4年10月から、あなたの健康保険の保険者が、協会けんぽから公立学校共済組合(以下「共済組合」という)に変わります。10月1日から共済組合に加入することになります。

◆新しい保険証が発行されます

- ・現在使用の保険証を返却し、共済組合から保険証を発行してもらう手続きが必要です
- ・手続きをしなければ、保険証は発行されません。担当者の指示に従って手続きしてください。

◆保険料額と保険料の徴収月が変わります

- ・健康保険料は共済掛金となり、翌月徴収から当月徴収に変わります
 - ・令和4年10月には、10月支給の報酬から9月分の健康保険料、10月分の共済掛金、9月分の厚生年金保険料(※)が徴収されます。11月以降は、当月分の共済掛金と、前月分の厚生年金保険料が徴収されます。
- ※厚生年金保険の制度については変更がなく、保険料は翌月徴収です

◆共済組合の福祉事業が申し込めます

- ・令和4年10月～ インフルエンザ予防接種助成
 教職員メンタルヘルス相談
 宿泊施設利用補助（ホテル北野プラザ六甲荘他）
- ・令和5年度～ 上記に加えて
 人間ドック・骨粗しょう症検査 等（一部補助）
 ※詳しいことは、学校の担当者にお聞きください。

◆共済組合の給付が受けられるようになります

- ・給付には、「自動的に給付されるもの」と、「請求が必要な給付」があります。
- ・保険証を使用しないで、病院の診察を受けたあとで、余分に支払った医療費の返金を受けたい時は、「請求」が必要になります。

